2026.11.17
第14回　副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

資料２

特別区の名称についての

東京都中央区からの回答

８中総総第１１５９号
令和８年１１月１６日

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会
会長　　杉　江　友　介　様

中央区長　　山　本　泰　人

特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）についての回答

令和８年１１月９日付け文書においてご依頼のありました特別区名「中央区」の使用につきまして、本区としての意見を申し述べます。

本区は、昭和２２年の地方自治法施行とともに特別区として誕生しました。「中央区」の名称は当時の多くの先達の見識と決断により命名されたもので、区制施行８０周年を迎える今日も、愛着をもって広く親しまれております。

また、平成１２年の地方自治法改正により、都と特別区の法的位置付けが明確化され、都の内部的な団体とされてきた特別区は、第一義的に直接住民に対して責任を有する「基礎的な地方公共団体」であることが明文化されました。これを受けて、本区は表記及び呼称についてもそれまでの「東京都中央区」から「中央区」に改め、さらなる区民福祉の向上を目指して本区の特性に応じた自律的な行政運営を行ってきております。

このような状況のもとで、同趣旨の特別区制度での同一名称の使用については、政令指定都市が設ける行政区での同一名称とは異なるものであり、行政を進めていく上で文書の誤認や誤送などさまざまな問題が生じ、ひいては住民の権利義務に関わる重大な過誤を誘発するおそれをも内包しているといえます。これらは、根本的に解決できるものではなく、双方の行政運営に不必要な負担を強いるとともに、住民はもとより企業や官公庁において混乱や戸惑いが生じることなども懸念されます。

以上のことから、「中央区」の名称を使用している本区としては、同一名称の使用は避けていただきたく、貴協議会においてご検討いただければ幸いに存じます。